

## 学部4年生の皆さんへ

# 大学院授業科目の先行履修について

教育学研究科では、「本学学部学生の大学院授業科目の先行履修に関する申し合わせ」に基づき、教育学研究科の一部授業科目について、希望する学部4年次学生（ただし、本研究科が認めた者に限る）へ履修を認めます。

教育学研究科の授業科目を履修することを希望する学部4年次学生は、下記に従い、申し込んでください。ただし先行履修した大学院授業科目については、これを学部の単位として認定することは出来ませんので注意してください。

（詳しくは、「本学学部学生の大学院授業科目の専攻履修に関する申し合わせ」をご覧ください。）

### 記

1. 教育学研究科が先行履修として提供する授業科目は各年度4月に周知します。（2026（令和8）年度に提供する授業科目は別紙のとおりです）
2. 先行履修を希望する4年次学生は、「先行履修申請書（様式1）」を各学期の履修登録期限までに教育学部教務係へ提出してください。先行履修申請書には、授業担当教員ならびに所属する学部の指導教員の所見が必要です。  
（2026（令和8）年度提出期限：1学期授業科目は4月21日（火）まで、2学期授業科目は10月14日（水）まで）
3. 先行履修は履修希望者のうち、教育学研究科が教育研究上有益であると認められた学生に限り許可します。先行履修申請書を提出しても履修が認められない場合がありますので注意してください。先行履修の許可者（先行履修学生）については申請者へ通知します。（1学期は5月中旬、2学期は11月中旬を予定しています）
4. 先行履修で修得した単位は、学部の卒業単位として認定することは出来ませんが、先行履修学生が教育学研究科（大学院）に入学した場合に限り、教育学研究科（大学院）の既修得単位として15単位を上限に認定されることがあります。ただし、既修得単位で認定された授業科目を大学院入学後に再度履修登録するためには大学院入学後に、別途手続きが必要です。

# 2026（令和8）年度 教育学研究科の先行履修提供科目

コース	授業科目名	担当教員	開講学期<曜日・講時>
すべてのコース	多文化教育論概論	渡部	前期 (月曜日 2 講時)
すべてのコース	国際実践研究Ⅰ	劉・安保	前期 (連続講義)
すべてのコース	国際実践研究Ⅱ	劉・安保	後期 (連続講義)

## 本学学部学生の大学院授業科目の先行履修に関する申合せ

平成20年1月15日

教育研究評議会

改正 平成24年2月27日学務審議会教務委員会

平成27年3月2日学務審議会

平成30年3月30日理事（教育・学生支援・教育国際交流担当）裁定

令和4年9月5日学務審議会

東北大学（以下「本学」という。）の学部にて在籍する学生に、東北大学大学院（以下「本大学院」という。）の研究科の授業科目を先行して履修させる場合の取扱いについて、次のとおり申し合わせる。

（先行履修）

1 研究科は、本学の学部にて在籍する学生であって、本大学院への入学を希望する者のうち、あらかじめ本大学院の研究科の授業科目を履修させることが教育研究上有益であると認める者については、当該研究科の授業科目を先行して履修すること（以下「先行履修」という。）を認めることができる。

（資格）

2 先行履修をすることができる者は、本大学院の研究科への入学を希望する本学の学部4年次学生（医学部医学科、歯学部及び薬学部薬学科にあつては、学部6年次学生。以下同じ。）のうち、先行履修をさせることが教育研究上有益であると当該研究科において認める者とする。

（履修範囲）

3 先行履修をすることができる授業科目の範囲は、本大学院の研究科の修士課程、博士課程前期2年の課程、専門職学位課程、医学履修課程、歯学履修課程及び薬学履修課程における授業科目のうちから、研究科が定めるものとする。この場合において、研究科は、当該学生の大学院入学後の履修を含め、系統的及び段階的な学修が可能となるよう配慮するものとする。

（履修の許可）

4 学生が先行履修をしようとするときは、在籍する学部の学部長の許可を得た上、当該研究科の定めるところにより、所定の手続を経て、その許可を受けなければならない。

（学生の身分）

5 4により先行履修を許可された者は、先行履修学生として授業科目を履修するものとする。

（試験、成績評価及び単位認定）

6 研究科は、5により先行履修学生として授業科目を履修した者に対し試験を行い、これに合格した者に所定の単位を与えるものとする。この場合において、成績の評価は、本大学院の学生と同様にこれを行う。

(単位の取扱い)

7 6により先行履修学生が履修した授業科目について修得した単位は、当該先行履修学生が授業科目を履修した研究科に入学した場合に限り、東北大学大学院通則（昭和28年1月16日制定）第16条の2第1項の規定により、当該研究科において修得した単位とみなす。

(単位認定の範囲)

8 学部は、先行履修学生が履修した研究科の授業科目について、これを学部の単位として認定することはできない。

(その他)

9 1から8までに申し合わせるもののほか、先行履修に関し必要な事項については、研究科の定めるところによる。

(適用)

10 この申合せは、平成20年度に本学の学部在籍する学部4年次学生から適用する。

(疑義等が生じた場合の取扱い)

11 この申合せの解釈に疑義が生じた場合又はこの申合せに改正の必要が生じた場合であって、その内容が軽微なものであるときは、学務審議会教務委員会の議を経て、学務審議会委員長が決定する。

## 教育学研究科授業科目の先行履修に関する申し合わせ

平成 20 年 3 月 12 日 研究科教授会

「本学学部学生の大学院授業科目の先行履修に関する申し合わせ（平成 20 年 1 月 15 日教育研究評議会）」に係る教育学研究科の取扱いについて、次のとおり申し合わせる。

1. 先行履修を希望する本学学部学生は、希望する授業科目の担当教員から承諾を得たうえで各学期の履修登録期間内に「先行履修申請書（別紙様式）」を教育学部教務係へ提出する。
2. 教育学部教務係は、履修希望者を取りまとめのうえ、1 学期は 5 月、2 学期は 11 月の教務委員会を経て研究科教授会へ付議するものとする。
3. 教授会は履修希望者について、当該授業科目を履修させることが教育研究上有益であると認めた者について先行履修学生としてこれを許可するものとする。
4. 先行履修の対象授業科目名については、前年度の 2 月末までに各研究コースより報告のうえ、1 学期履修登録期間前に学部 4 年次学生へ周知するものとする。
5. 先行履修を希望する学生の「受講者名簿」「成績報告書」は、教務情報システム(教員用 web)では対応していないので、当面の間、科目等履修生と同様に、紙媒体での処理とする。
6. その他先行履修に関し必要な事項については、教務委員会が定めるものとする。

年 月 日

## 先 行 履 修 申 請 書

教育 学 研 究 科 長 殿

学 部 \_\_\_\_\_ 学 科 \_\_\_\_\_  
 入 学 年 月 日 \_\_\_\_\_ 年 月 日  
 学 籍 番 号 \_\_\_\_\_  
 氏 名 (自 署) \_\_\_\_\_

私は、下記の教育学研究科授業科目について、教育学研究科授業科目の先行履修に関する申し合わせに基づき、先行履修をしたいので、ご許可くださるよう申請します。

記

・履修希望科目

授業科目名	授業担当教員名	単位	学 期 (曜日・講時)	授業担当教員 確認 (署名)

学部指導教員の所見

-----  
 -----  
 -----  
 -----

年 月 日

学部

指導教員 (自署) \_\_\_\_\_